

平成30年度過疎問題懇談会「中間的整理」において、
今後検討することとされた事項

1. 新たな過疎対策の理念

- ① 現行の過疎法は、「過疎地域の自立促進」を目的としているが、新たな理念を設けることも検討。その内容となりうるものは下記のとおり。
 - ・ 過疎地域の存続
 - ・ 都市と過疎地域の共生
 - ・ 過疎地域における対流推進
 - ・ 過疎地域の保全推進
- ② 「過疎」という名称

2. 過疎対策の対象地域のあり方

- ① 過疎対策の対象とする地域の単位や地域を指定するための指標

3. 新たな過疎対策の施策の視点

持続可能な地域社会の実現に向け、担い手の確保、働く場の確保、生活支援サービスの確保を図る観点から、以下の点を踏まえて検討

- ① 産業振興における「個性を生かした内発的発展」の重視
- ② 革新的な技術も活用した「格差是正」の継続
- ③ 集落における地域運営組織と集落ネットワーク圏（小さな拠点）の推進
- ④ 地域住民等の「参画」と「育成」の推進
- ⑤ 各分野における「交流」の推進

4. 支援制度のあり方

- ① 過疎地域自立促進市町村計画
- ② 国庫補助
- ③ 過疎対策事業債
- ④ 規制（技術的基準）の見直し
- ⑤ 税制措置
- ⑥ 金融措置
- ⑦ 代行制度など都道府県の役割
- ⑧ 現行の過疎法に含まれない支援制度の必要性

（上記の検討課題の土台として）以下の過疎地域を取り巻く環境の変化への対応

- ① 人口減少社会の到来、加速する過疎地域の人口減少・少子高齢化
- ② 担い手不足の深刻化
- ③ 公共施設等の老朽化・統廃合等
- ④ 農地、森林、住まい等の管理
- ⑤ 新しい人の流れ
- ⑥ しごとづくりの新しい展開
- ⑦ 持続可能な集落づくりのための新しい組織とネットワーク
- ⑧ SDGs の取組の広がり
- ⑨ Society5.0の可能性
- ⑩ 市町村間の広域連携と都道府県による補完
- ⑪ 農地、森林保全のための新たな法制度
- ⑫ 過疎地域の実情を踏まえた規制（技術的基準）の見直し